

限度額適用認定申請書 兼 標準負担額減額認定申請書

常務理事	事務長	業務課長	担当者

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の手続きは不要です。

被 保 険 者 欄	被保険者証の 記号-番号	-		氏名	
	生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日
	住民票住所	〒 - - TEL - -			
	マイナ保険証を利用 していますか？	1. はい 2. いいえ	マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されますので、 マイナ保険証をご利用ください。		
	利用していない場合、 その理由をご記入く ださい。				
	この申請は、第三者行為 によるものですか？	1. はい 2. いいえ	第三者行為によるものの場合、 限度額適用認定申請書及び標準負担額減額認定申請書は発行しません。		
被保険者証の記号・番号を記入しない場合、被保険者のマイナンバーを記入し、 個人番号確認、本人確認をするための下注の添付書類をつけて提出ください。					

申 請 対 象 者 欄	<input checked="" type="checkbox"/> 交付が必要な対象者にチェックを入れてください。					
	<input type="checkbox"/>	被保険者 (本人) 分	交付が必要 な証の種類	1. 限度額適用認定証 2. 標準負担額減額認定証	認定 希望年月	令和 年 月
	<input type="checkbox"/>	被扶養者 (家族) 分	交付が必要 な証の種類	1. 限度額適用認定証 2. 標準負担額減額認定証	認定 希望年月	令和 年 月
			被扶養者 の氏名1		被保険者 との続柄	長男等具体的に記入
			被扶養者 の氏名2		被保険者 との続柄	長男等具体的に記入
認定証は事業所あてに送付しますが、緊急を要する場合のみ、健保判断で希望先に郵送します。(任意継続の方は、登録住所に送付します。)						
希望送付先		〒 - - TEL - -				

被 保 険 者 が 非 課 税 の 場 合	被保険者が市区町村民税を課されていない期間の 申請対象者の入院期間は、90日を超えて入院し ていますか？	1. はい 2. いいえ	被保険者の 市区町村 村民税が 非課税の 場合、該 当年度を 記入する	非課税 該当①	令和 年度 (年分)
	4月～7月診療分は「被保険者の前年度の非課税」 8月～翌年3月診療分は「被保険者の当年度の非課税」が 自己負担額に反映されます。			非課税 該当②	令和 年度 (年分)
	マイナンバー情報連携による添付書類の省略を 希望しますか (注4)	1. はい 2. いいえ	1月1日現在の 住民票住所	〒 - - 市区 町村	

〔 事業主欄 〕 代理申請の 場合のみ記入	被保険者が申請できないため、 代理申請します。	所在地
	令和 年 月 日	名称 役職 氏名

【 注
意
事
項
】

- 日付は和暦、選択欄は該当数字を記入するか該当数字を○で囲んでください。
- 訂正は二線抹消し、訂正者氏名を自署ください。(修正テープ使用不可)
- 被保険者非課税の記入がない場合、自己負担額は標準報酬月額に基づき算定されるため、被保険者が非課税の場合は、該当年度の市町村民税非課税証明書の原本を添付ください。
- 被保険者が非課税の方で申請対象者の入院期間が90日を超えた場合は、入院期間がわかる領収証を添付ください。
- 上記3の証明を添付せず、マイナンバー情報連携にて、当組合が非課税確認を行う場合、又は、マイナンバーで当該申請を行う場合は、必ずマイナンバーを記入し、「マイナンバーカードの両面の写し」もしくは、「マイナンバーを記載した公的書類の写しと官公署が発行する写真付き身分証の写し」のどちらかを必ず添付ください。

加入者の皆さまへ

令和5年12月27日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

マイナ保険証をめぐっては、登録情報との紐付けをめぐり、ご心配・ご迷惑をおかけしましたが、保険者全体で総点検を行うとともに、今後、新たな誤りが生じないような作業手順を整えました。

マイナ保険証には、以下の3つのメリットがあります。令和6年12月の円滑な施行に向けて、ぜひ皆様も1度使ってみていただきたいと思えます。

保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードさえ持っていれば、医療機関を受診した際に、その場で保険証登録ができるので、医療機関に行く際はマイナンバーカードをご持参ください。また、ご家族、ご友人にもお勧めいただければ幸いです。

【メリット①】

マイナ保険証を利用することで毎回医療費を20円節約できる。

自己負担も減る（全国民が使えば年間43億円の節約）

【メリット②】

よりよい医療が受けられる

【メリット③】

手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除される

メリットについては、以下のデジタル広告コンテンツもぜひご覧ください。

マイナンバーカード「いま」と「これから」(youtube.com)

<https://www.youtube.com/watch?v=N2HIIPjnobY>

(注) なお、現行保険証の経過措置としては以下の取扱があります。

・令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

・令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用可能です。